第

3095

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\frown}{A}DAS}{U-\vec{y}_{7}z_{7}z_{7}z_{7}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 8月 23日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 土地の売買にかかる登録免許税

A:本則の税率の半分とされています。 【解説】

不動産登記に係る登録免許税の特例が廃止 され、それに代わる土地の売買に係る所有権 の移転登記等に対する登録免許税の特例が創 設されました。

内容は、次のとおりです。

- 1.個人又は法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、土地に関する登記で次に掲げるものを受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、それぞれに次の割合に軽減することとされました。
- ① 売買による所有権の移転登記
 - 1,000分の10(本則は1,000分の20)
- ②所有権の信託の登記
 - 1,000分の2(本則は1,000分の4)
- 2. また、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、不動産登記等の仮登記を受けた者が、土地について、その仮登記に基づき上記1. の本登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税を次の割合にすることとされました。
- ①売買による所有権の移転の登記
 - 1,000分の5(本則は1,000分の10)
- ②所有権の信託の登記
 - 1,000分の1(本則は1,000分の2)







